

特定非営利活動促進法（NPO法）に係る事務処理の権限移譲に伴う
各種事務手続きの窓口変更について（お知らせ）

平成 31 年 4 月 1 日から、特定非営利活動促進法（NPO法）に係る事務が県から本庄市に移譲されます。

つきましては、下記のとおり NPO 法人の事務の取り扱い窓口が変わりますので御注意ください。

記

1 移譲の時期

平成 31 年 4 月 1 日

2 法人事務移譲後の窓口一覧

法人事務所の所在地	担当窓口
本庄市のみ事務所を置く法人	本庄市市民活動推進課（本庄市役所 3 階） 〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 TEL 0495(25)1118 FAX 0495(22)0602
本庄市に主たる事務所を置き、従たる事務所を他都道府県又はさいたま市に置く法人	共助社会づくり課（県庁第 3 庁舎 3 階） 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751
本庄市に主たる事務所を置き、従たる事務所を他の県内市町村に置く法人	北部地域振興センター本庄事務所（本庄地方庁舎 1 階） 〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6 TEL 0495(24)1110 FAX 0495(22)6500

3 移譲された（本庄市で所管する）主な事務

NPO 法人の設立認証、定款変更の認証、役員の変更等届出書などの届出の受理、事業報告書等の受理、法人に対する監督、設立認証の取消しなど。

なお、NPO 法人の認定、特例認定、条例指定については、引き続き埼玉県共助社会づくり課において事務を所管します。

4 これまでの権限移譲市

志木市（平成 25 年 4 月 1 日～）

加須市、吉川市（平成 28 年 4 月 1 日～）

久喜市（平成 29 年 4 月 1 日～）